

指定都市都道府県調整会議

目的

- 指定都市と都道府県の二重行政の問題を解消し、事務処理を調整するための協議の場
(改正法の施行により、いわば自動的に設置されていることになるもの)

協議事項

- 指定都市又は都道府県は、二重行政を防止するために必要であると認めるときは、調整会議における協議を求めることができる。
→ 指定都市又は都道府県は、協議を求められれば、応じなければならない。

【例】

- ・公共施設の整備（都市部に不足する介護老人福祉施設の整備など）
- ・同一の施策の調整（圏域の成長のための産業政策や中小企業支援策など）
- ・類似した行政分野の調整（ゲリラ豪雨対策としての河川整備と下水道整備など）

指定都市都道府県調整会議



指定都市の市長



都道府県知事

【構成員として追加可能な者】

- ・他の執行機関の代表者
- ・職員
- ・議会を代表する者として議会が選任した者
- ・学識経験者

協議を調えるために必要と認めるとき
総務大臣の勧告を求める申出が可能

↓
総務大臣の勧告
(指定都市都道府県勧告調整委員
及び各省の意見を聴く)